

阪南市自治基本条例推進委員会

(仮称) 地域まちづくり
協議会条例について

令和5年10月30日(月)

午後6時30分～

自治基本条例とは・・・

▶地方自治体の最高位の条例

本市・・・最高規範性を規定

▶地方自治の基本的な理念や原則を定める

本市・・・基本理念や参画及び協働の原則

情報共有の原則・財政自治の原則

条例の構成について・・・

第1章 総則

第2章 基本理念

第3章 基本原則

第4章 市民

第5章 議会

第6章 執行機関

第7章 市民参画及び協働

第8章 情報の共有

第9章 住民投票

第10章 総合計画

第11章 危機管理

第12章 他の機関との連携

第13章 推進及び見直し

全31条で構成

第7期 推進委員会のテーマについて

- 自治基本条例第16条に基づく条例となる
(仮称) 地域まちづくり協議会条例制定について、検討いただく。

※自治基本条例第16条

市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体（以下この条において「市民活動団体」という。）を自主的に組織することができる。

2 市民は市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。

3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。

4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。

5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。

地域まちづくり協議会とは・・・①

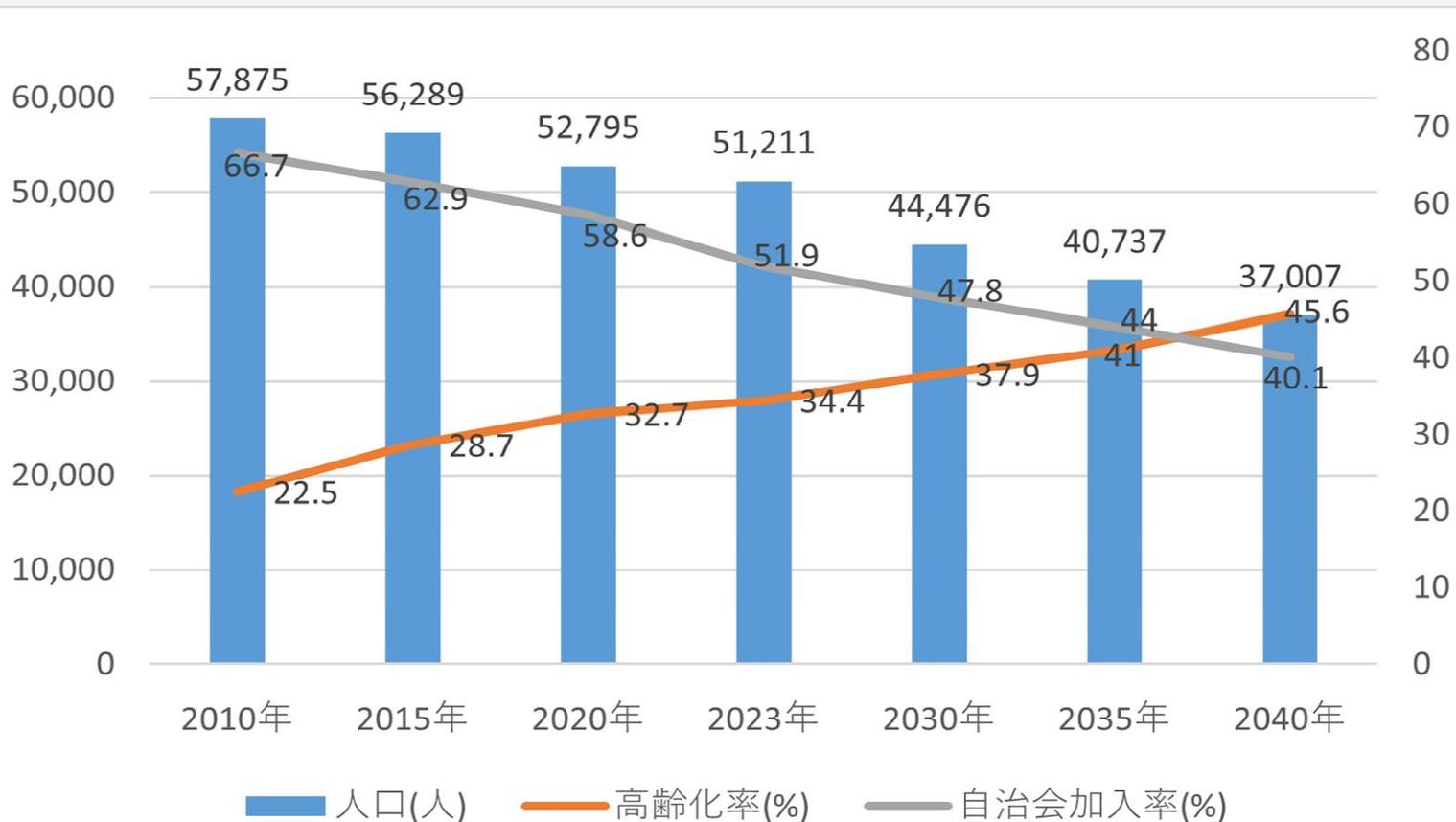
【背景】

少子高齢化
人口減少

地域のつながり
の希薄化

ライフスタイル・
価値観の多様化

担い手不足
高齢化



【阪南市の現状】

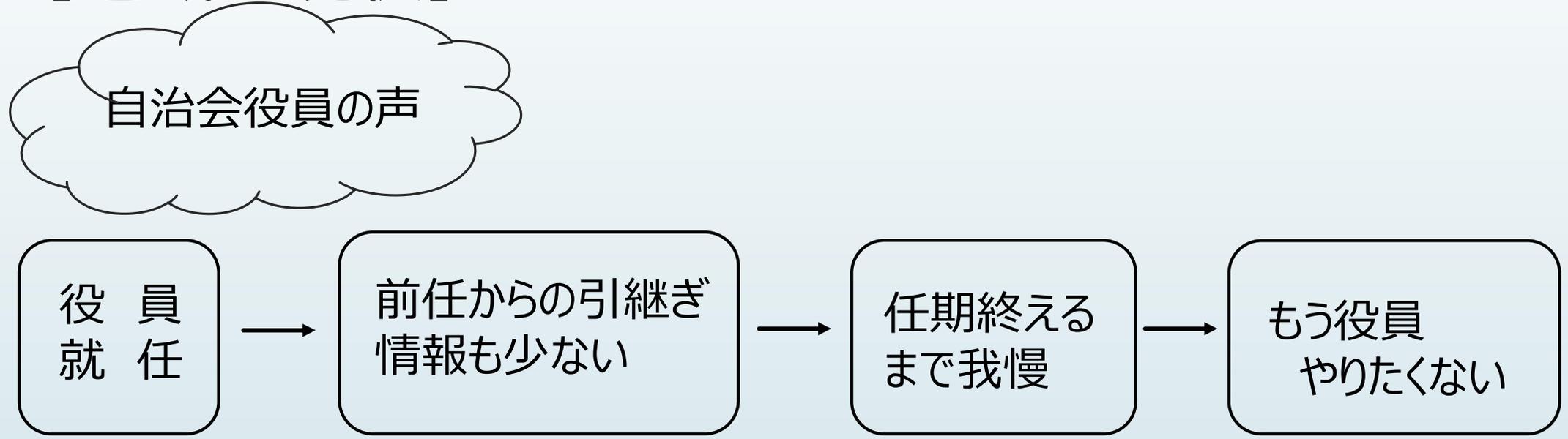
人口減少

自治会加入率減少

高齢化率上昇

地域まちづくり協議会とは・・・②

【地域の現状】



- ① 地域コミュニティの維持が困難
- ② 当たり前だったことができなくなる

地域まちづくり協議会とは・・・③

【これからの地域の在り方】

自分たちの地域を、自分たちで“つくり・まもり・育てる”ために、**地域課題の解決**に向け、取り組んでいく仕組みが必要

高齢化や社会情勢の多様化により支援を必要とする方が増えていく

- ・友人等とのつながり希薄化。医療や介護等の関わりが増加。
- ・元気な時より、もっと多くの手助けや支援が必要



地域内、住民同士の助け合い

<代表的な地域課題>

- ・買い物支援・移動手段の確保（交通弱者対策）・空き家対策・孤立孤独者支援
- ・カフェ活動などの交流支援・雇用創出・デジタルデバイド対策・子育て支援 など

地域まちづくり協議会とは・・・④

【組織】

- ▶ 地域の課題解決に向けた取組を持続的に実践するため、地域内のあらゆる関係者が参加し、連携・協力する自主的な組織 ⇒ **地域まちづくり協議会**

【実践に向けた組織体制】

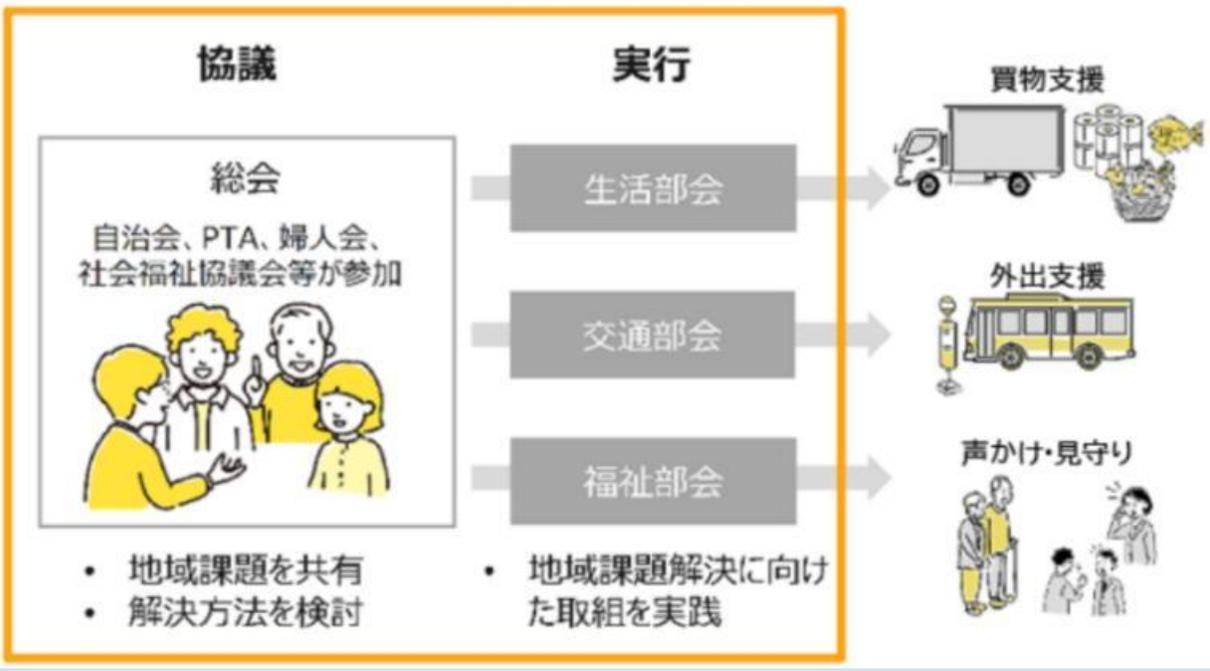
- ▶ 一体型：地域内組織の関わりを見直し、同一組織による解決
- ▶ 分離型：外部発注による解決

地域まちづくり協議会とは・・・⑤

9

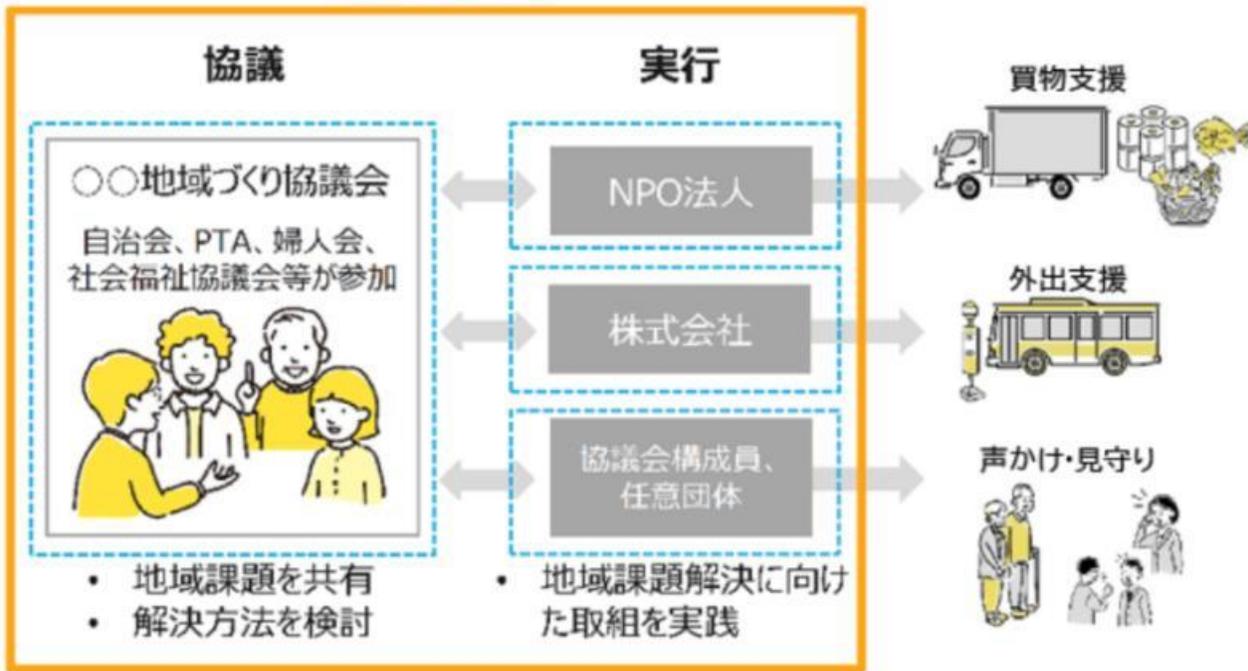
(一体型のイメージ)

〇〇地域づくり協議会 (= 地域運営組織)



(分離型のイメージ)

地域運営組織



出典:令和3年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書

(仮称)阪南市地域まちづくり協議会条例の検討

【条例の形態】

- ▶ 条例においては、基本的な考え方や方向性を規定
- ▶ 詳細な項目については、規則を設けその中に規定

【条例の内容】

- ▶ 目的、用語、組織の範囲、組織の構成員、認定、活動、活動の制限、行政の助言及び支援

★条例の形態や内容について、検討部会で議論

検討部会員からのご意見①

【条例の形態】

- ▶ 条例は大枠、規則で詳細の方向性で良い
- ▶ 今後、変化していく中、柔軟に対応できる

検討部会員からのご意見と市の考え方①

【内容：目的】

(ご意見)

- ▶用語に『地域まちづくり協議会』の説明があるが、まず初めに『地域まちづくり協議会』とは何かという説明が必要では。
-

(条文案)

(前) この条例は、阪南市自治基本条例第16条第1項の規定に基づき、協働によるまちづくりを推進するために組織する地域まちづくり協議会に関し必要な事項を定めることにより、地域における住民自治を推進することを目的とする。

(後) この条例は、阪南市自治基本条例第16条第1項の規定に基づき、地域の地縁組織、個人、事業者その他多様な主体が参画し、地域の活性化や課題の解決に向け取り組むための組織である地域まちづくり協議会の形成及び活動に関し必要な事項を定めることにより、地域における協働のまちづくりを推進することを目的とする。 11

検討部会員からのご意見と市の考え方②

【内容：区域】

(ご意見)

- ▶ 『地域まちづくり協議会』の区域は、小学校区が適切か。
 - ▶ 活動内容や目的によっては、大きいが良いとは限らない。
-

(市の考え方)

- ▶ 日常生活圏域、地域の実情、活動圏域など踏まえると「**概ね小学校区単位以下**」が望ましい。
- ▶ あくまで小学校区は基準のため、**小規模のまちづくり協議会も設立可能。**

検討部会員からのご意見と市の考え方③

【条例の内容：活動】

(ご意見)

- ▶ 既存団体にて取り組んでいる活動との整理は。
 - ▶ 校区福祉委員会の活動とどう違うのか。
-

(市の考え)

- ▶ 各団体の活動は、**従来どおり尊重**。
- ▶ 各団体と連携することにより、**これまで取り組めていなかった新しい地域課題解決に向けた取組**の創出ができる。

検討部会員からのご意見と市の考え方④

【内容：認定】

(ご意見)

- まちづくり協議会へ補助金交付が困難であれば、条例で規定するのではなく、届出制にすればどうか。
- 認定を行うことと、地域計画を作成し補助金の交付は一緒に考えていく必要がある。

(市の考え方)

- まちづくり協議会へ補助金を交付する方向。（現時点、詳細は未定。）

検討部会員からのご意見と市の考え方⑤

【内容：拠点】

(ご意見)

- まちづくり協議会の拠点はどのような想定をしているか。
-

(市の考え方)

- 基本的に住民センターやその他公共施設の目的外使用許可での事務所設置（要協議）

検討部会員からのご意見と市の考え方⑥

【内容：協議会の必要性】

(ご意見)

- ▶自治会等でまちづくり協議会と同程度の活動ができていれば、協議会は設立する必要がないのでは。
- ▶地域が「まちづくり協議会が必要だ」と思えるような投げかけが必要。

検討部会員からのご意見と市の考え方⑥

18

(市の考え方)

- 継続的に取り組む必要のある課題に対して、解決に向け取り組むことに効果的
- 今の組織単位では、解決が難しい。広域で取り組むことが効果的
- 課題に対し、多角的視点を持って解決に向け取り組むことに効果的

検討部会員からのご意見と市の考え方⑦

【内容：その他】

(ご意見)

- 行政からの“支援”の内容はしっかり考えておく必要がある。
- まちづくり協議会からの情報共有は、努力義務でなく行うこととし、地域住民の方々に活動や収支等を知っていただく必要がある。